

**【表紙】**

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年4月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	新明和工業株式会社
証券コード	7224
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	JPモルガン証券株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## 3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(JP. Morgan Securities plc)
住所又は本店所在地	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## 4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(JP.Morgan Clearing Corp.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年3月15日(提出日:平成28年3月23日、変更報告書No.6)
------------------	--------------------------------------

訂正内容	平成28年3月23日に提出した変更報告書No.6について下記の訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出いたします。
	1) 3[提出者(大量保有者)/3] (3)[上記提出者の保有株券等の内訳] [保有株券等の数] [株券等保有割合]
	2) 4[提出者(大量保有者)/4] (3)[上記提出者の保有株券等の内訳] [保有株券等の数] [株券等保有割合] (4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]
	3) 第4[提出者及び共同保有者に関する総括表] 2[上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳] (1)[保有株券等の数] (3)[共同保有における株券等保有割合の内訳]

## 第2 [提出者に関する事項]

## 3[提出者(大量保有者)/3]

(3)[上記提出者の保有株券等の内訳]

[訂正前]

[保有株券等の数]

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	326,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 326,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S 326,000		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 0		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

[訂正後]

[保有株券

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	326,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 326,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S <u>150,000</u>		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q - R - S)	T <u>176,000</u>		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

[訂正前]

## [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月15日現在)	V 100,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)	<u>0</u>
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.15

[訂正後]

## [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月15日現在)	V 100,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)	<u>0.18</u>
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.15

4[提出者(大量保有者)/4]

(3)[上記提出者の保有株券等の内訳]

[訂正前]

## [保有株券等の数]

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	<u>491,000</u>		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O <u>491,000</u>	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T <u>491,000</u>		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

[訂正後]

## [保有株券等の数]

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	<u>315,000</u>		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O <u>315,000</u>	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T <u>315,000</u>		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

[訂正前]

## [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月15日現在)	V 100,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	<u>0.49</u>
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.19

[訂正後]

## [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月15日現在)	V 100,000,000
---------------------------------	---------------

上記提出者の株券等保有割合(%) ( T / ( U + V ) × 100 )	0.32
直前の報告書に記載された株券等保有割合 ( % )	0.19

[訂正前]

## ( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

プライムブローカレッジ契約 SPARK QUANTITATIVE MASTER 150,000株 貸付  
消費貸借契約 JPMCC STOCK & LOAN OMNIBUS 21,445株 借入、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティー  
ズ・ピーエルシー 326,000株 借入

[訂正後]

## ( 4 ) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

プライムブローカレッジ契約 SPARK QUANTITATIVE MASTER 150,000株 貸付  
消費貸借契約 JPMCC STOCK & LOAN OMNIBUS 21,445株 借入、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティー  
ズ・ピーエルシー 150,000株 借入

## 第4 [提出者及び共同保有者に関する総括表]

## 2 [上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳]

[訂正前]

## ( 1 ) [保有株券等の数]

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	817,000		4,077,000
新株予約権証券又は新投資口予 約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 817,000	P	Q 4,077,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S 326,000		
保有株券等の数(総数) ( O + P + Q - R - S )	T 4,568,000		
保有潜在株券等の数 ( A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N )	U		

[訂正後]

## ( 1 ) [保有株券等の数]

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	641,000		4,077,000
新株予約権証券又は新投資口予 約権証券等(株・口)	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O <u>641,000</u>	P	Q 4,077,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S <u>150,000</u>		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 4,568,000		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

[訂正前]

## (3) [共同保有における株券等保有割合の内訳]

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	4,077,000	4.08
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(JP. Morgan Securities plc)	<u>0</u>	<u>0</u>
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(JP.Morgan Clearing Corp.)	<u>491,000</u>	<u>0.49</u>

[訂正後]

## (3) [共同保有における株券等保有割合の内訳]

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	4,077,000	4.08
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(JP. Morgan Securities plc)	<u>176,000</u>	<u>0.18</u>
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(JP.Morgan Clearing Corp.)	<u>315,000</u>	<u>0.32</u>